

令和7年5月

旅行サービス手配業の 新規登録を申請する方へ

神奈川県文化スポーツ観光局観光課

電話 045-210-5765（直通）

〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区 日本大通1

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/ryokogyo.html>



旅行サービス手配業の新規登録申請について

業務の範囲と登録行政庁

	国 内					海 外	
	運送等サービスの手配		運送等関連サービスの手配			運送等サービスの手配	運送等関連サービスの手配
	運送サービスの手配	宿泊サービスの手配	全国・地域通訳案内士以外の者が有償で行う通訳案内サービスの手配	輸出品販売場（いわゆる免税店）における物品の譲渡サービスの手配	その他の運送等関連サービスの手配		
手配業	○	○	○	○	〔登録不要〕	〔登録不要〕	〔登録不要〕

※旅行サービス手配業については、主たる営業所の所在地（旅行サービス手配業務に関し営業の本拠となる営業所）を管轄する都道府県知事の登録になります。（したがって、登記上の本店所在地と登録行政庁が異なる場合もあります。）

1 旅行サービス手配業登録制度

- （１）旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を営む主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてはならない。

＜旅行業法第２３条、同法施行規則第４２条＞

- （２）旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。

＜旅行業法第２４条、同法施行規則第４３条＞

- （３）登録を受けないで旅行サービス手配業を営んだ者は法律により処分される。

＜旅行業法第７４条＞

2 登録の拒否要件

登録の申請者が次の（１）～（９）に該当する場合はその登録は拒否される。

＜旅行業法第２６条＞

- （１）旅行業法第１９条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第３７条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から５年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前６０日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から５年を経過していないものを含む。）
- （２）禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない者

- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)～(4)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうちに上記(1)～(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第28条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

3 申請手続きについて

(1) 電子申請手続き及び電子納付の実施

- 申請手続き及び手数料の納付について、本県の電子申請システムである「e-kanagawa電子申請」を利用した電子申請手続き及び電子納付を実施しています。
- 「e-kanagawa電子申請」を使用するためには、事前に「利用者登録」が必要となります。以下のURLから、「利用者登録」を行ってください。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

〔電子申請手続きが難しい方〕

- ・ 諸事情により、電子申請手続きが困難である場合、これまで通り、紙媒体の申請書による窓口での申請を当面の間、受け付けますので、事前に当課までご相談ください。
- ・ 窓口申請での納付方法は次のとおりです。
キャッシュレス決済または納付書

(2) 申請手続きの流れ

- 申請手続きの流れは、次のとおりです。

はじめに、「e-kanagawa電子申請」の「利用者登録」を行ってください。

- ① 「e-kanagawa電子申請(様式名:旅行サービス手配業登録(新規登録))」を通じて、申請書類を提出してください。
- ※ 「手続き検索」の「キーワードで探す」に「旅行」と入力し、「キーワード検索」を押下すると、「手続き一覧」に関係手続が表示されます。
- ② 申請について、審査を行い、不備がなければ、登録手続きを行います。
- ③ 登録作業完了後、「登録通知書」を送付します。登録番号や登録年月日を記載していますので、大切に保管してください。

4 申請に必要な書類等

○ 「旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表」のとおり

※ 次の URL から、申請書類等をダウンロードしてください。

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo_yoshiki.html

5 手数料

15,010 円（申請時に「e-kanagawa 電子申請」で電子納付）

※ 納付した手数料は、申請を取り下げた場合や、登録を受けられない場合であっても、原則返還できません。＜神奈川県手数料条例第 5 条＞

ご不明点等がある場合には、事前に観光課までご相談ください。

6 新規登録申請にあたって特に注意する事項

（１）主たる営業所所在地が神奈川県内にあること。

（２）旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。

① 1 営業所につき 1 人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。

② 選任する旅行サービス手配業務取扱管理者は、登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は国内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあつては総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、海外の旅行について旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあつては総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任すること。

③ 選任する旅行サービス手配業務取扱管理者について、5 年ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための、登録研修機関が実施する研修を受講していること。ただし、5 年以内に総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者は除きます。

④ 従業員数 10 人以上の営業所においては、複数の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。

【継続研修受講対象者の考え方】

1 旅行サービス手配業務取扱管理者

（１）要件

- 国内旅行業務取扱管理者又は総合旅行業務取扱管理者の資格保有者
- 旅行サービス手配業務取扱管理者研修（初回研修）修了者

（２）継続研修受講対象者

- 旅行サービス手配業務取扱管理者に選任されているもの
- 旅行サービス手配業務取扱管理者または国内旅行業務取扱管理者もしくは総合旅行業務取扱管理者の資格を有し、旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みの者

【考え方】

- 旅行サービス手配業務取扱管理者に選任される時点で、基本的には、研修を修了する必要がある。

＜初回選任時＞

国内旅行業務取扱管理者試験又は総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者	【合格から5年以内】 研修受講不要
	【合格から5年以上経過】 選任時までに継続研修を修了すること
旅行サービス手配業務に関する研修の課程を修了していない者	選任時までに初回研修を修了すること
旅行サービス手配業務に関する研修の課程を修了した者	5年以内に初回研修を修了している場合は継続研修の受講は不要だが、初回研修の修了から5年経過している場合は選任時までに継続研修を受講すること

<選任後>

研修修了（試験合格）年月日から5年以内に「継続研修」を修了すること

7 登録後の手続き等

※旅行サービス手配業者が責任を持って誤りなく行ってください。

I 登録後営業開始前に行うこと

○契約書面の交付の準備：契約書面の交付の準備をすること（国土交通省令で定める場合を除く。）。

<旅行業法第30条第1項>

II 登録後必要な場合行うこと

○登録事項の変更届出：登録事項等に変更があった場合には、30日以内に別紙「旅行サービス手配業登録事項変更届出書類一覧表」を参考に県観光企画課へ届け出ること。

<旅行業法第27条第1項>

※営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関して契約を締結できないので注意すること。

<旅行業法第28条第2項>

III その他

上記のほか、旅行業法及びその他の法令を遵守し、適切に営業を行うこと